

テーマ及び基本方針

1 テーマ

教育の質を高める教育事務を創造する

2 基本方針

平成29年4月、学校教育法第37条に、事務職員の職務規定について「事務をつかさどる」と定められた。その趣旨は、「学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、管理職や他の教職員との適切な業務の連携、分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理することとし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すもの」である。

さて、新しい学習指導要領が実施され「よりよい学校教育がよりよい社会を創る」という考え方のもと、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取り組みが加速している。

静岡市においても、「小学校と中学校（たてのつながり）」と「学校と地域（よこのつながり）」を大切にした静岡型小中一貫教育が全校で実施されている。こうした中、学校事務機能の強化を目的に「共同学校事務室」のモデル事業も開始された。まさに今、学校を取り巻く多様な変化に的確に対応できる学校事務職員の在り方が問われている。

静岡市公立小中学校事務職員会は、活動の中心を「研究」におき、主体的な学びを通して専門性を高めるとともに人材育成に努める。また、グランドデザインに示した「子どもの豊かな育ち」を、『子どもたちが、それぞれの夢や希望、将来に向かって「生きる力」を身に付けること』と捉え、その実現をミッションとして組織で取り組みを続けていく。

さらに、学校事務職員の役割を「学校における重要な経営スタッフの一員として、幅広い視点でマネジメント力を発揮し教育の質を高めること」にあると考え、時代の要請に応える教育事務を創造するよう、研究を行う。それが、静岡市の学校教育の充実、及び、「子どもの豊かな育ち」の実現に貢献することにつながると考える。

3 活動の重点

- (1) グランドデザインに基づく「研究」を推進する。(学校事務職員の専門性と役割の追求)
 - ア グランドデザイン第2期活動プランの実践を進める。(情報マネジメント)
 - イ ホームページ等を積極的に活用し、情報の共有化を推進する。
- (2) 教育を取り巻く状況を把握し、今後の学校事務職員の在り方を考察する。
 - ア 課題検討委員会を中心に、これからの学校事務の課題に対応する。
 - イ 校長会及び教頭会との連携を強化する。
- (3) 組織間で情報を共有する。
 - ア 全事研、政令市協議会、県事務職員会等との連携・協力を図る。